

出国別 - 水産加工品の輸出に必要な手続き一覧

令和6年4月1日現在

国・地域	原発事故に係る規制関係			衛生関係			その他
	規制内容	証明書発行機関	加工・保管施設等における対応	施設認定等申請先	衛生証明書	証明書発行機関	
1 香港	・10都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）：輸入禁止	—	—	—	要 （食品衛生） ※モクスガニ	一部の商工会議所、漁業協同組合	—
2 台湾	・5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）： 放射線物質検査報告書、産地証明書 -台湾にて全ロット検査 ・2県（岩手、宮城）： 放射線物質検査報告書、産地証明書 ・その他都道府県： 産地証明書-台湾にて水際検査結果等に応じて検査頻度を調整	【放射線物質検査報告書】 指定の検査機関 【産地証明】 地方農政局等、一部の県及び一部の商工会議所	—	—	要 （食品衛生） ※貝類	【活貝類】 水産庁、都道府県（水産部局） 【活以外】 地方農政局等又は規制対策グループ	・台湾向け輸出水産品の施設承認及び衛生証明書の添付の義務づけについては、当初2024年1月からの施行が予定されていましたが延期となり、現状では従来どおりの手続き（貝類のみ衛生証明書の添付）での輸出をお願いいたします。（新たな情報については、随時、該当HPをご参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/tw2210.html） ・一部の活水産動物は、動物衛生証明書が必要（消安局） https://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/export/taiwan.html ・各商品ごとのHSコードが必要
3 シンガポール	—	—	要 （施設認定） ※フグ	都道府県等（衛生部局）	要 （食品衛生） ※フグ、活カキ	【フグ】 都道府県等（衛生部局） 【活カキ】一部の県（水産部局）	・活カキは、北海道、宮城、三重、広島、福岡、大分産のみ輸出可 ・冷凍カキ、冷凍カキ二肉等は、衛生証明書（県（衛生部局）発行又は商工会議所のサイン証明書）が必要
4 タイ	—	—	農林水産省から GMP証明書を発行する場合は必要 （施設認定）	地方農政局等又は規制対策グループ	—	—	輸出申告書、輸出許可書、商工会議所発行の原産地証明書等いずれか1枚が必要（調製品除く）。販売目的で輸出する者は、保健省告示第420号に定めるGMP証明書（ISO22000、FSC22000、食品衛生法に基づく営業許可証、農林水産省が発行するGMP証明書等）が必要
5 フィリピン	—	—	—	—	要 （食品衛生） ※エビ、カニ	水産庁（暫定）	—
6 マレーシア	—	—	—	—	要 （食品衛生） ※エビ、カニ	地方農政局等又は 規制対策グループ	—
7 ベトナム	—	—	要 （施設認定） ※ベトナムで消費される水産物のみ	都道府県（水産部局）	要 （食品衛生）	地方農政局等又は規制対策グループ	—
8 USA	—	—	要 （HACCPに基づく衛生管理） （施設認定）	都道府県等（衛生部局）、地方厚生局、日本食品認定機構	—	—	・エビ製品は証明書が必要（水産庁） ・非加熱の二枚貝（ホタテ貝柱を除く）は輸出不可
9 オーストラリア	—	—	要 （施設認定）	日本食品検査	要 （動物衛生） ※魚類（サク科(非加熱)及びアユは輸出不可)	日本食品検査	食用・飼料用いずれも要証明書 ※カキは、都道府県を示す原産地証明書が必要（地方農政局等発行）
10 中東諸国	※TBD						
11 中南米諸国	ブラジル	—	要 （HACCPに基づく衛生管理） （施設認定）	地方厚生局	要 （食品衛生及び動物衛生2種類の証明書が必要）	【食品衛生証明】 地方農政局 【動物衛生証明】 水産庁、都道府県（水産部局）	・ブラジル側ヘラルド登録が必要
	メキシコ	—	—	—	—	地方農政局等又は規制対策グループ	—

※引用元：水産庁HP「我が国からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続き（国・地域別一覧表）（令和6年4月1日現在）」

<https://www.ifa.maff.go.jp/1/kakou/export/attach/pdf/expoortetsuzuki-10.pdf>

・手続き「不要」と認識されている場合でも、商品の種類や輸入国の状況によって、現地バイヤーから個別に放射能証明書や産地証明書を要求されることがある。  
 ・GMP：Good Manufacturing Practice（適正製造規範）の略。で、原材料の受け入れから製造、出荷まで全ての過程において、製品が「安全」に作られ、「一定の品質」が保たれるようにするための製造工程管理基準。  
 ・FDA：北米への食品輸出にはFDA登録が必要 <https://www.fda.gov/>  
 ・HACCPは、2021年6月から完全義務化となっており、国内全ての食品関連事業者に適用されている。

## 別添①

## 食品輸出証明書の都道府県発行申請窓口一覧（該当県のみ）

県名	申請窓口	電話番号	備考
青森県	東北農政局又は農林水産省	—	輸出商品の内容により申請先・必要書類が違う
岩手県	農林水産部流通課	019-629-5731	県内で水揚げされた水産物
	商工労働観光部産業経済交流課	019-629-5534	県内で最終加工された水産物
宮城県	水産林政部水産業振興課	022-211-2931	県内水揚げ又は県内で最終加工された水産物
福島県	農林水産部農林企画課	024-521-8041	農林水産物
	観光交流局県産品振興戦略課	024-521-7326	加工食品（アルコール飲料を除く）
茨城県	営業戦略部グローバルビジネス戦略チーム	029-301-3529	加工食品のみ
	農林水産部漁政課	029-301-4070	県内水揚げ又は県内で最終加工された水産物
千葉県	農林水産部水産局水産課	043-223-3045	水産物関係

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/genpatu\\_douken\\_madoguti\\_230120.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/genpatu_douken_madoguti_230120.pdf)

## 別添②

## 米国向け輸出水産食品 施設認定機関一覧（該当県のみ）

## 【国に申請する場合】

認定施設が所在する地域		施設認定機関 (申請窓口)	電話番号	施設認定機関名	所在地
都道府県	保健所設置市/特別区				
青森県	青森市	東北厚生局	022-726-9264	東北厚生局健康福祉部食品衛生課	宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20
	八戸市				
岩手県	盛岡市				
宮城県	仙台市				
福島県	福島市				
	郡山市				
	いわき市				
茨城県	水戸市	関東信越厚生局	048-740-0761	関東信越厚生局健康福祉部食品衛生課	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
千葉県	千葉市				
	船橋市				
	柏市				

参照元：

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu\\_shinsei\\_hokubei-2.xls](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/xls/yusyutu_shinsei_hokubei-2.xls)

## 【登録認定機関に申請する場合】

・登録認定機関一覧はこちらのリンクから↓

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan\\_ichiran.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/tourokuninteikikan/tourokuninteikikan_ichiran.html)

## 別添③

## シンガポール向け：かき・かに・えびの輸出について

## ① 生きたかきの輸出については、本事業6県のうちでは宮城県のみ可能※要衛生証明書

県	衛生証明書発行機関	所在地	電話番号
宮城県	(日) 宮城県水産林政部水産業基盤整備課 (英) Fisheries Industry Infrastructure Development Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefecture	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-City, Miyagi-Pref., Japan	022-211-2943

参照元：[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\\_shinsei\\_asia-28.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-28.pdf)

② 冷凍かき・生および冷凍かに肉・調理済冷凍えびの輸出については、国内すべての都道府県が可能  
※要衛生証明書

参照元： 右HP 19頁 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/Reports/02/2024/6965404bbf310677/202403.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2024/6965404bbf310677/202403.pdf)

※その他の水産物に関しても、上記HPをご確認ください。

## 別添④

## 香港向け輸出モクズガニ衛生証明書 発行機関

下記一覧以外の商工会議所でも対応最寄りの商工会議所へ申請することを奨励します。

No.	証明書発行機関名	電話番号	メールアドレス	HP	備考
1	札幌商工会議所	011-231-1332	trade@sapporo-cci.or.jp	<a href="https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/05/details/post_29.html">https://www.sapporo-cci.or.jp/web/purpose/05/details/post_29.html</a>	
2	小樽商工会議所	013-422-1177		<a href="https://otarucci.jp/keizaishien/shoumei/#shoumei">https://otarucci.jp/keizaishien/shoumei/#shoumei</a>	
3	さいたま商工会議所	048-641-0084		<a href="https://www.saitamacci.or.jp/page-1100/">https://www.saitamacci.or.jp/page-1100/</a>	業務本部中小企業振興部
4	東京商工会議所	03-6364-7610 (音声案内の3番)		<a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/">https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/</a>	香港向けモクズガニ留意点！ <a href="https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/bcn/20201005_erieocheir.pdf">https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/bcn/20201005_erieocheir.pdf</a>
5	横浜商工会議所	045-671-7406	kokusai@yokohama-cci.or.jp	<a href="https://www.yokohama-cci.or.jp/international/trade/">https://www.yokohama-cci.or.jp/international/trade/</a>	県外の企業申請には事前相談及び理由書が必要
6	名古屋商工会議所	052-223-5721		<a href="https://boueki.nagoya-cci.or.jp/f_origin/index.html">https://boueki.nagoya-cci.or.jp/f_origin/index.html</a>	県外の企業申請には、貿易証明のOnline登録前に事前相談を推奨。
7	小川原湖漁業協同組合	0176-56-2104		<a href="http://www.jf-ogawarako.com/">http://www.jf-ogawarako.com/</a>	小川原湖漁業が出荷するものに限り証明書を発行
8	大阪商工会議所	06-6944-6411		<a href="https://www.osaka.cci.or.jp/trade/">https://www.osaka.cci.or.jp/trade/</a>	大阪商工会議所国際部

参照元：

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\\_shinsei\\_asia-408.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-408.pdf)

リンクのデータを基に、本件に対応可能と回答を得た商工会議所のみを掲載。

## 別添⑤

## 台湾向け輸出貝類の取扱要綱に基づく証明書発行機関（活貝類）

・台湾向けでは貝類（カキ、アワビ含む）については衛生証明書が必要

No.	該当エリアの申請窓口	電話番号
水産庁	水産庁漁政部加工流通課	03-3501-1961
青森県	青森県農林水産部水産局水産振興課	017-734-9592
宮城県	宮城県水産林政部水産業振興課	022-211-2931
千葉県	千葉県農林水産部水産局水産課	043-223-3045

参照元：

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu\\_shinsei\\_asia-177.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_asia-177.pdf)

(注1) 水産庁は県で行わない分のみ対象とする。

(注2) 初めて申請する発行機関には、手続の詳細及び要する日数等を申請先に確認すること。